

基建第1018号
令和6年8月20日

第10区 区長

坂本 弘 様

基山町長 松田 一也



基山町まちづくり提案回答書

先に提案のあったまちづくり提案については、下記のとおり決定しましたので、基山町まちづくり基本条例施行規則第11条第3項の規定に基づき通知します。

記

1 提案の取扱い

令和6年7月24日付けで提案がありました町道法面の雑草繁茂について、令和6年8月中に草刈作業を行います。また、伊勢前公園の桜の老木の中で枯れた枝の落下が懸念される箇所については、令和6年8月に職員が応急的に枯れ枝の剪定を行いました。それ以外の箇所については植栽剪定の業務委託を10月に発注し、12月までの作業予定としております。

2 取扱いの理由

町道法面の雑草の刈り取りについては、造園業者に業務委託し、年2回行っております。伊勢前公園の桜については、枯れ枝等通行に支障を及ぼす可能性があるため、剪定を行いました。大規模な剪定は桜の木に与えるダメージを考慮して、影響が比較的少ない冬の時期に実施します。